

2019年9月吉日

お得意先 各位

和弘食品株式会社

### 消費税税率変更並びに軽減税率導入に伴う対応について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

さて、2019年10月の消費税法改正に伴う消費税税率変更並びに軽減税率導入に関しまして、弊社では下記の対応をとらせていただきます。

お得意先様には何卒ご了承をいただきますとともに、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

内容に関しましてご質問等がございましたら、弊社営業担当までお問合せをお願い致します。

敬具

#### 記

(1) 商・製品の適用税率

弊社の取り扱う食料品（酒類を除く。以下、同じ。）については、軽減税率の適用対象となるため、軽減税率8%といたします。

なお、運送費相当額及び包装資材相当額並びに食料品以外のものについては、標準税率10%といたします。

(2) 各種リベートの適用税率

(1)の区分に基づく税率を適用いたします。

(3) 新旧税率の判定

次の計上日を基準とし、新旧税率を判定いたします（弊社出荷基準）。

2019年9月30日迄に弊社工場から出荷したものについては、旧税率8%とし、2019年10月1日以降に弊社工場から出荷したものについては、(1)の区分に応じた税率といたします。

(4) 返品時の適用税率

(3)の区分に応じて、下記の税率を適用いたします。

①2019年9月30日迄に弊社工場を出荷したものに係る返品

旧税率8%

②2019年10月1日以降に弊社工場を出荷したものに係る返品

(1)の区分に応じて、軽減税率8%又は標準税率10%

以上